⑻　Time limit of tender : 11 : 00 A.M., 5 February, 2010

⑼　Contact point for the notice : Hitomi Ito, Contract and Purchase Division, Department of Financial Affairs, JST, 4―1―8 Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama 332―0012, Japan, TEL 048―226―5612.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月16日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター院長　金澤　紀雄

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　10

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入等件名及び数量
泌尿器科レーザーシステム　一式

⑶　調達件名の特質等
入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成22年３月31日

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡからＤの等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒370―0829 群馬県高崎市高松町36　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター企画課長　宮本　　智　電話027―322―5901

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成22年２月18日17時00分

⑷　開札の日時及び場所
平成22年２月19日10時00分　院内会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Norio Kanesawa, Director, National Hospital Organization Takasaki General Medical Center

⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Urology Laser System 1 set

⑷　Delivery period : March 31th, 2010

⑸　Delivery place : Takasaki General Medical Center

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③　have Grade A, B or C, D in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;

④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances ;

⑤　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.

⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. February 18th, 2010

⑻　Contact point for the notice : Satoshi Miyamoto, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Takasaki General Medical Center, 36 Takamatsu-cho, Takasaki-shi, Gunma-ken 370―0829, Japan. TEL 027―322―5901

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月16日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
大牟田病院長　原田　実根

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　40

○第13006号（№13006）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　75

⑵　購入等件名及び数量　院内清掃業務　一式

⑶　調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　平成22年４月１日から平成24年３月31日まで。

⑸　履行場所
独立行政法人国立病院機構大牟田病院

⑹　入札方法
入札金額については、⑷に定める履行期間に行う⑵購入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。